

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織です。

私は、会派を代表し、裁判官訴追委員の選任に関する件に関し意見表明を行います。

本委員会では本件が諮られた後、本日の本会議の冒頭で裁判官訴追委員辞任の件、次いで裁判官訴追委員の選挙の議事が行われます。

裁判官訴追委員については、本院規則第二百四十八条第一項で「選挙は、連記無名投票でこれを行う。」とされていますが、第三項で「議院は、その選任を議長に委任することができる。」とされ、参議院先例四七八号で「その手続を省略して議長が指名するのを例とする。」とされています。その手続については、当然、異論ございません。

裁判官訴追委員は、裁判官弾劾裁判所裁判員とともに、国会議員のみが任命されるものであり、日本国憲法に基づく弾劾裁判に携わる重要な役割を担っています。各種委員の中でも国会法を根拠法としていることの重みを我々立法府の間は理

解する必要があります。

昭和二十五年七月十三日の本院議院運営委員会において、「弾劾裁判所裁判員のごとく、その委員の根拠法が国会法自体でありますのと、他の根拠法によるものとを、何らか区別して考える必要があるか」といった問題提起がなされた事実もあります。

裁判官訴追委員は、国会法自体に規定がある委員であり、なおかつ本会議でその辞任も選挙も行われるにもかかわらず、本日選任されようとしている委員については、昨年十二月十日の当委員会並びに本会議においてその辞任が許可されたばかりです。本院の歴史において辞任を許可された委員が事件係争中に再度選任されるような事例はなく、割当て会派におかれましては、裁判官訴追委員の辞任、選任について、特に留意いただくべきではなかったかと考えます。

更に言えば、昨年十二月十日に本会議で辞任を許可された当該委員については、今次常会初日の一月十七日、本院の特別委員長に選任されており、公正中立であるべき立場の特別委員長としてその任を果たすのであれば、特別委員長に専念されるのが筋であり、他方、裁判官訴追委員の任を果たすのであれば、昨年十二月十日にそもそも辞任の許可を求めるべきではなかったのではないのでしょうか。

裁判官訴追委員を辞任し、同一委員が再度選任されるという異例の事態に加え、議案を扱う本院の特別委員長と兼務状態になることの問題点、さらには事件係争中であることの特殊性については指摘しておきたいと思えます。

来月五月二十日、本院は創設七十五周年を迎えます。時代に即した議院運営を模索しつつも、日本国憲法を始め、議会の先人の知恵の積み重ねでもある法規先例を十分尊重した議院運営に努めるべきであることを申し上げ、意見表明いたします。